

(事業所用)

奈良市地域生活支援事業等

支援者のための手引き

(移動支援事業・日中一時支援事業・訪問入浴サービス事業等)

平成26年4月

奈良市保健福祉部障がい福祉課

【目次】

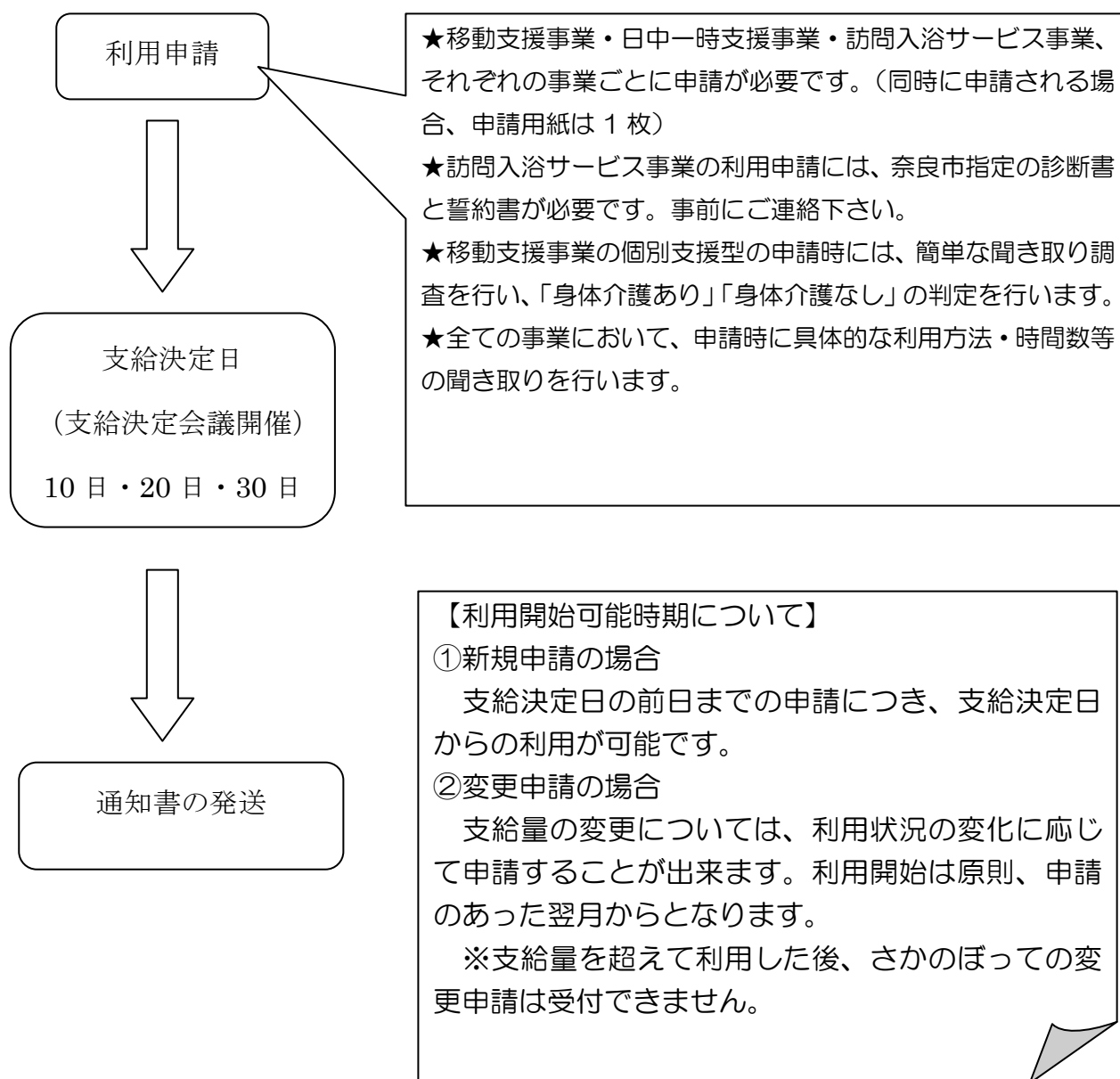
はじめに

I. 地域生活支援事業の利用の流れ	1
II. 移動支援事業	
1. 概要	2
2. 対象者	2
3. 実施方法	2
4. 外出及び支援の範囲	3
5. 算定できるサービスの内容	5
6. サービス提供者の資格要件	5
7. その他（留意事項）	6
8. 移動支援Q&A	6
III. 日中一時支援事業	9
1. 概要	
2. 対象者	
3. 実施方法	
4. その他（留意事項）	
IV. 奈良市身体障害者訪問入浴サービス事業	11
1. 概要	
2. 対象者	
3. 利用について	
4. その他（留意事項）	
V. サービス利用単価について	12
VI. 地域生活支援事業に係る利用者負担について	13
VII. 支給量について	13
VIII. その他市町村事業（配食サービス・訪問理美容サービス）	15
（参考）	
移動支援事業をご利用のみなさまへ	16
日中一時支援事業をご利用のみなさまへ	18
訪問入浴サービス事業をご利用のみなさまへ	20
計画書記載例	21

はじめに

奈良市では、市町村事業としてさまざまな地域生活支援事業をおこなっております。その中で、移動支援事業、日中一時支援事業、訪問入浴サービス事業について、事業所等から寄せられる多くのご質問・ご指摘等を集約し、サービスを提供していただく際の基準となるよう、手引きとして取りまとめました。この手引きを参考に、適切な支援に努めていただきますよう、お願い致します。

I. 地域生活支援事業の利用の流れ



II. 移動支援事業

1. 移動支援の概要

屋外での外出が困難な障害者・児が、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出が円滑に行えるように、移動を支援します。ただし、原則として1日の範囲内で用務を終えるものとします。

2. 対象者

奈良市に住所のある在宅の障害者、または、奈良市の支給決定を受けて施設等を利用されている障害者（児）で、障害によって単独での移動が困難である場合に移動支援の対象となります。対象要件は以下の通りです。

実施方法	障害種別	対象要件
個別支援型	身体障害者（児）	○視覚障害者（児）…屋外での移動に著しく制限のある者 ○肢体不自由者（児）…両上肢機能障害2級以上かつ両下肢機能障害2級以上の者又はこれに準ずる者
	知的障害者（児）	○療育手帳を所持している者
	精神障害者（児）	○精神障害者保健福祉手帳を所持している者 ○自立支援医療（精神通院）を受給している者（※1）
施設等利用型		日中一時支援及び短期入所又は介護保険法における施設通所介護事業所を利用するため、施設又は事業所が運行する車両で通所する者
車両移送型		総合福祉センターを利用する者

（※1）精神障害を理由とする医師の診断書を提出できる場合については、移動支援事業の利用対象となる場合があります。個別のケースとしてご相談下さい。

3. 実施方法

移動支援の実施方法としては、「個別支援型」、「施設等利用型」、「車両移送型」の3種類の方法があります。

（1）個別支援型

1名の障害者（児）に対して、ヘルパーがマンツーマンでの支援を行います。なお、個別支援型については次の2つに支援の内容が分かれます。

（ア）身体介護あり…サービス提供時間内に、歩行・移乗・移動・食事・排泄・入浴のいずれかに全面的介護又は一部介護を必要とする者の支援

（イ）身体介護なし…（ア）以外の支援

（2）施設等利用型

日中一時支援事業及び短期入所又は介護保険法における指定通所介護事業所を利用するため、施設又は事業所の運行する車両で通所するための支援を行います。

(3) 車両移送型

総合福祉センターを利用する者のための車両による支援を行います。

4.外出及び支援の範囲

(1) 対象となる外出範囲の例

事由	外出内容	外出先の例
社会通念上 外出が必要不 可欠と認めら れる場合	ア 官公署や金融機関での手続き、相談 イ 日常生活上必要な買い物 ウ 理容・美容に係る外出 エ 学校行事、PTA活動に係る外出 オ 住居の取得・賃貸・維持管理に係る 契約や相談 カ その他上記に準ずる外出	ア 市役所、裁判所、警察署等の官公庁等 イ 商店、スーパー等 ウ 理容院・美容院 エ 学校 オ 不動産会社等 カ その他
余暇活動等 社会参加のた めの外出	ア 冠婚葬祭 イ 余暇文化活動 ウ 参拝・礼拝など社会的習慣 エ 地域における各種行事への参加 オ その他上記に準ずる外出	ア 結婚式・葬式・法事・お墓参り等 イ 体育施設(※1)、動物園、図書館、映画 館、美術館等 ウ 教会等 エ 自治会主催の行事等 オ その他

※1 体育施設等の利用目的が習い事の場合は、移動支援事業の対象外とします。

(注) 65歳以上の方の通院時の移動支援の利用について・・・介護保険制度での通院時の介助が利用できない場合で、障害に起因する通院が必要な場合のみ個別にご相談下さい。

(2) 対象とならない外出範囲の例

事由	外出先の例
経済的活動に係る外出	通勤、営業活動、その他収入を得ることを目的とした外出
社会通念上適当ではない外 出	布教活動、選挙運動等の政治活動 ギャンブル等を目的とした外出
通年かつ長期にわたる外出	通学、通所、通園、学童保育への送迎、習い事の送迎(※1)

(※1) 通園・通学・通所の送迎は原則として利用できませんが、送迎者や介護者に出産・疾病・けが等やむを得ない事情があると判断したときに限り利用できます。必ず事前に個別にご相談の上、必要な手続きをしてください。

※対象とならない外出内容でサービスを提供したことが判明した場合、移動支援事業費の対象外となりますので、ご注意ください。

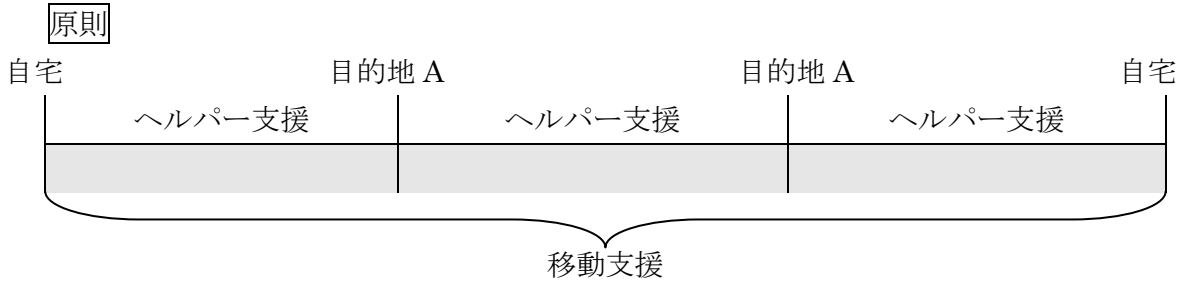
(3) 算定可能な支援の範囲について

移動支援として認められる範囲の認定については、事業の目的から、当該外出の目的が「社会通念上公的サービスの対象として適当であるか否か」という観点により判断します。

そのため、原則として、明確な目的のある外出で、自宅を始点とし目的地を経由して終点が自宅である支援を対象とします。

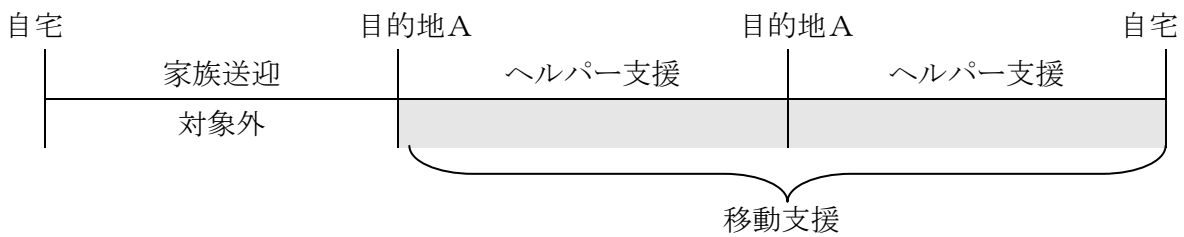
例外として、下記範囲内のうち、いずれかの経路の支援を家族等が行う場合については、片道のみでの支援であっても、支援の対象とします。

基本的には、公共交通機関を利用してください。

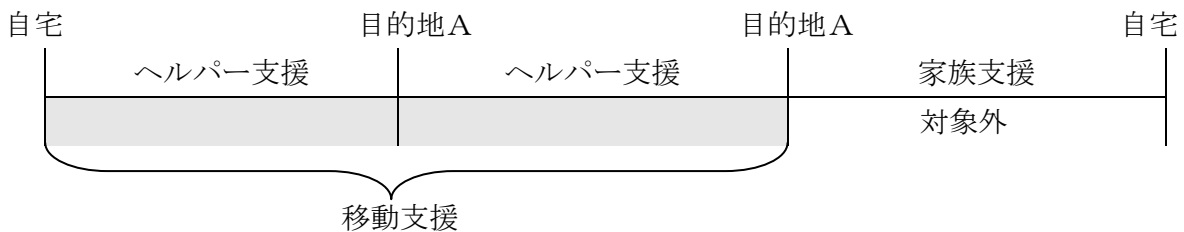


(例外) 特別な事情がある場合に限り、以下の利用を可とします。

①家族が送っていく場合

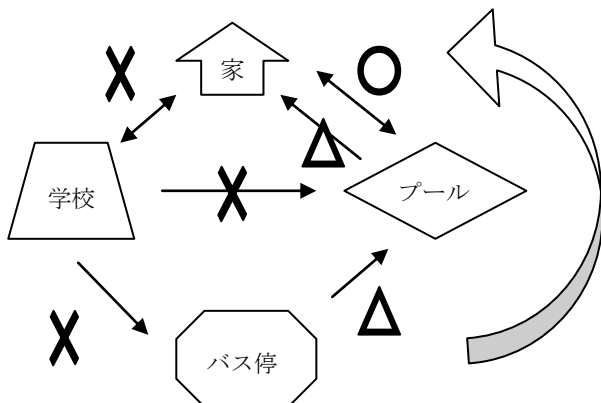


②家族が迎えに行く場合



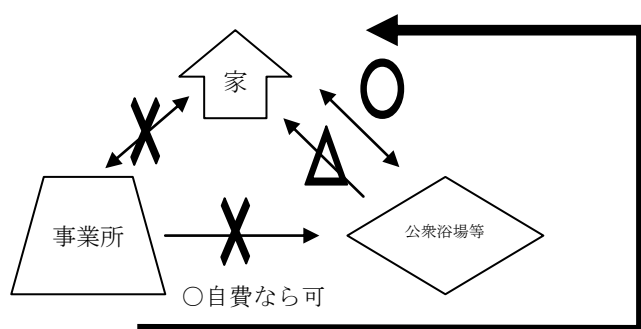
※サービス提供事業所は目的地ではありませんので、ご注意ください。

③一連の流れとして支援可能となる場合（高校卒業までの児童）



★帰宅途中のバス停から家まで、一連の流れとして、帰宅途中にプールを利用することは可とします。
ただし、支援事業所を起点・終点として移動支援事業を利用することはできません。あくまでも学校から帰宅途中のバス停のみを対象とします。

④一連の流れとして支援可能となる場合（高校卒業後の18歳以上の障害者）



★生活介護終了後に、一連の流れとしてお風呂等を利用する場合は可とします。この場合、事業所→公衆浴場等は自費とし、公衆浴場等に到着後→自宅を移動支援事業の対象とします。ただし、やむを得ない場合に限りです。（奈良市総合福祉センターを除く、事業所のお風呂は対象外です）

5.算定できるサービスの内容

移動支援で提供するサービスの内容は、利用者の障害に起因して必要となる外出時の介助に限られます。具体的な事例については以下のとおりです。

(1) 移動支援の対象と考えられる事例

- 外出時の移動の介護（公共交通機関の利用補助、車への乗降介助等）
- 外出時の排泄、食事等の介護（排泄介助、食事介助、更衣介助等）
- 外出時の代筆、代読等（チケットの購入補助等）
- その他外出に伴い必要と認められる支援（健康状態のチェック、整容、手荷物の準備等外出の前後におおむね30分の範囲で支援を終えるもの）

(2) 移動支援の対象にならない事例

- 別室で待機しているなど、外出先においてヘルパーが付き添っていない時間
- ヘルパーが1人で運転手を兼ねて自動車等で移動する時間
- 生活介護、障害児通所支援等の前後の利用で預かり行為と判断できる時間

その他、個別のケースについては、事前に障がい福祉課にお問い合わせ下さい。

6.サービス提供者の資格要件

移動支援のサービス提供にあたっては、介護福祉士及びその他指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定める者（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 538 号）に規定する研修（「居宅介護従事者養成研修課程」「重度訪問介護従業者養成研修課程」「同行援護従業者養成研修課程」「行動援護従業者養成研修課程」を修了した者）の資格が必要です。

研修課程等	対象者	全身性障害者 (児)	視覚障害者 (児)	知的障害者 (児)	精神障害者 (児)
介護福祉士		○	○	○	○
居宅介護従業者養成研修課程 1 級・2 級課程		○	○	○	○
重度訪問介護従業者養成研修課程		※1○			
同行援護従業者養成研修課程			※2○		
行動援護従業者養成研修課程				※1○	

※1 受講の機会があれば、参加を心がけてください。

※2 視覚障害者の支援を行う場合は必須になります。

7.その他（留意事項）

○原則として、公的機関への手続き・通院については、居宅介護（通院等介助）や介護保険制度を利用できる場合にはその利用を優先してください。

○移動支援事業所の車を用いて支援する場合には、移動に係る費用の収受に関わらず、別途道路運送法上の許可等が必要になります。

○目的地のみ、片道のみ及び8時間以上連続して利用する場合は、例外の利用となりますので、移動支援事業実績記録表に理由を記入してください。

8.移動支援 Q&A

(1) 施設に入所中に移動支援を利用することができますか？

A：奈良市では施設に入所されている方の帰省や外出のために、一月あたり 6 時間を上限に移動支援の支給決定を行っています。ご希望の場合は、入所先の施設を通して障がい福祉課に申請して下さい。

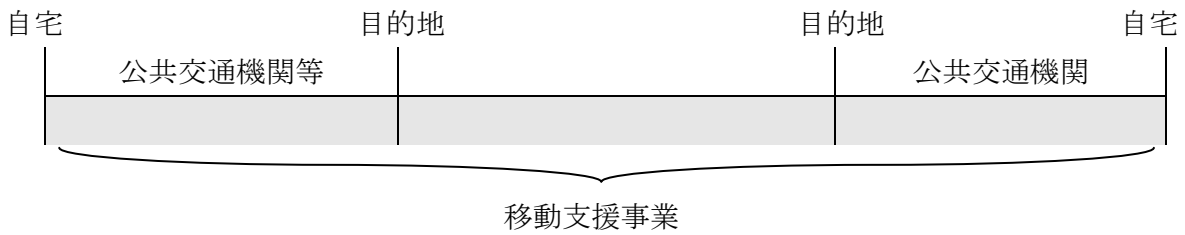
(2) 事業所の運行する車両で移動する時間は、移動支援事業の支援時間に含まれますか？

A：支援するヘルパーが運転する場合は、運転中は支援の時間に含まれません。

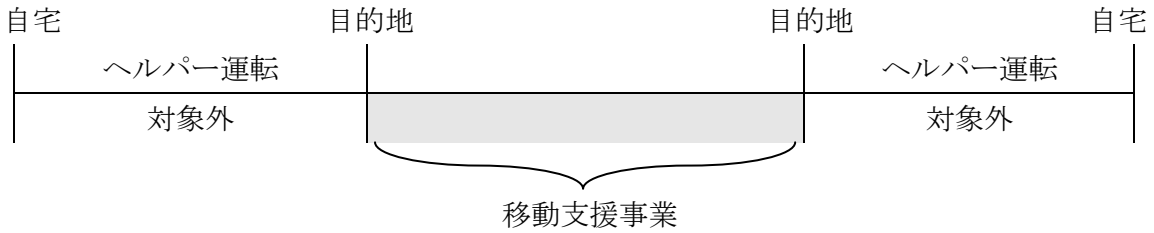
ただし、乗車中も介助が必要で、運転者以外に支援するヘルパーが同乗する場合は、ヘルパー1人分の支援時間となります。

(参考例)

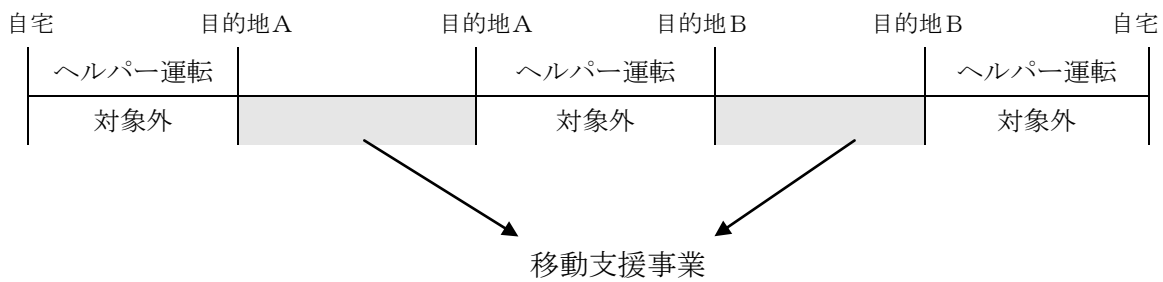
○目的地までの移動に公共交通機関（電車・バス・一般タクシー）等を利用する場合



○目的地までの移動に事業所の車両を利用する場合（1）



○目的地までの移動に事業所の車両を利用する場合（2）



(3) 入退院の際に移動支援を利用することができますか？

A：奈良市では、入退院の際の移動支援は認めていません。

(4) 入院中に移動支援を利用することはできますか？

A：入院中に移動支援を利用することはできません。

(5) 1回当たりのサービス提供時間に決まりはありますか？

A：1回のサービス提供時間に制限はありませんが、原則として1日の範囲において用務を終えるものとしてください。8時間以上連続して利用する場合は、請求の際に実績記録票に理由を記載してください。

(6) 市外に行く場合であっても、移動支援を利用することができますか？

A：1日の範囲内で用務を終えるものであれば、市外に外出される場合にも利用はできます。

(7) ヘルパー派遣に要する交通費を利用者から徴収することは可能ですか？

A：ヘルパーが利用者宅まで訪問するための交通費は、通常利用者から徴収することはできません。ただし、利用者宅から、利用者と一緒にヘルパーが移動支援として外出する場合に係る交通費については、利用者から徴収することができます。入場料の必要な場所にヘルパーが同行した場合でも、必要な費用については利用者から徴収できます。

(8) プールの中での介助も移動支援として算定できますか？

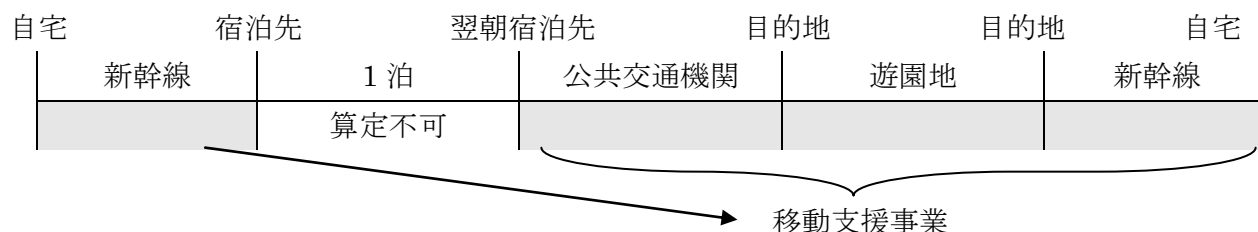
A：移動支援の対象となるのは、目的地に行くまでの移動の介助及び目的地での移動、食事、排泄等の介助や、危険回避のための必要な支援を行った場合となります。したがって、目的地において利用者が自ら活動できる場合（この例では「プール内での更衣、自らが遊泳できる」場合）は移動支援として算定できません。ただし、プール内において、利用者に対して支援が必要な場合は、移動支援として算定できます。

(9) 旅行をするときに、移動支援を利用することはできますか？

A：旅行中であっても移動支援を利用することはできます。また、宿泊を伴う旅行の場合については、特例的に宿泊先のホテル等を居宅として位置づけることにより、移動支援の利用を可能とします。

(参考例)

○宿泊を伴う移動支援の算定方法



(10) 自転車での利用はできますか？

A：移動支援は常時介護できる状態での付き添いが前提となるため、自転車での移動については算定できません。併走も算定できません。

(11) 障害児通所支援が終了後、保護者が帰宅するまでの時間に移動支援を利用できますか？

A：保護者が帰宅するまでの時間に移動支援を利用する場合、社会参加や余暇活動を目的としてい

るのではなく、預かりを目的としていると考えますので、算定はできません。保護者不在の自宅に一旦帰宅した場合であっても、それらの行為は全て預かり行為とみなします。

Ⅲ. 日中一時支援事業

1. 概要

障害者に対し、活動の場の提供、社会適応訓練、入浴サービス及び給食サービスを提供することにより、日中における活動の場の確保と、家族の就労支援及び障害者を日常的に介護している家族の一時的な休息のための支援です。

2. 対象者

奈良市に住所を有する障害者及び障害児で次の要件に該当する者

障害種別	対象要件
身体障害者（児）	身体障害者手帳を所持している者
知的障害者（児）	療育手帳を所持している者
精神障害者（児）	精神障害者保健福祉手帳を所持している者又は自立支援医療受給者証（精神通院）の交付を受けている等により精神障害者であると認められる者

※以下の方は対象外になります。

- ・ 伝染性疾患を有する者
- ・ 入院加療を要する者
- ・ 著しい精神障害があつて医療処遇が適当な者
- ・ 攻撃的な行為又は自傷行為をするおそれがある者
- ・ 介護保険サービスの対象者

3. 実施方法

（標準型）

重心型及び遷延性型以外で障害者支援施設等において実施する支援

（重心型）

重症心身障害者に対して、療養介護及び重症心身障害児施設等において実施する支援

（遷延性型）

医療が必要と認められた遷延性意識障害者等に対して、医療機関において実施する支援

（1）原則

家	日中一時支援事業所	家
---	-----------	---

（2）就労系サービス（就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型）利用終了後に日中一時支援事業を利用する場合

×同一敷地内で日中一時支援事業を行った場合は、算定できません。

家	A 就労支援事業所	× A 日中一時支援事業所	家
---	-----------	---------------	---

△移動支援事業での送迎の算定が可となる場合。

家	A 就労支援事業所	家	B 日中一時支援事業所	家
---	-----------	---	-------------	---

×日中一時支援事業開始時の移動支援事業での送迎の算定は不可。

家	A 就労支援事業所	B 日中一時支援事業所	家
---	-----------	-------------	---

(3) 生活介護及び障害児通所支援事業を利用した日は、日中一時支援事業は利用できません。それぞれの事業の延長加算で対応してください。

4. その他 (留意事項)

○日中一時支援事業の送迎について

事業所⇔自宅間の送迎を利用する場合には、移動支援事業「個別支援型」又は「施設等利用型」の支給決定が必要です。請求は、いずれの場合も「施設等利用型」の単価で請求してください。

○日中一時支援事業は、一日につき1回の利用とします。

○あくまでも、日中の活動の場所を提供するものです。日中一時支援事業所の場所を利用して、相談支援等の面談を行うことは、事業の目的とは異なりますので、その時間帯は算定できません。

IV. 訪問入浴サービス事業

1. 概要

入浴の機会に乏しい在宅の重度身体障害者及び障害児に対し、移動式の入浴セットを居宅に運搬し、入浴介助者を派遣して実施する支援です。

2. 対象者

奈良市に住所を有する重度の障害者及び障害児であって、身体上の障害及び疾病等の理由により自宅での入浴が難しい者で次に該当する者。

- (1) 身体障害者手帳の肢体不自由の程度が1級または2級に該当する者
- (2) これに準ずる者

※以下の方は対象外になります。

- ・ 伝染性疾患を有する者
- ・ 入院加療を要する者
- ・ 著しい精神障害があつて医療処遇が適当な者
- ・ 攻撃的な行為又は自傷行為をするおそれがある者
- ・ 介護保険サービスの対象者

3. 利用について

利用の申請については、申請書に医師の診断書と誓約書の添付が必要です。事前にご相談ください。

4. その他（留意事項）

○利用者の心身の状況により入浴を見合わせた場合の取扱いについて

実際に入浴を行った場合に事業費の算定の対象となるため、入浴を見合わせた場合には事業費は算定できません。

○障害福祉サービス、訪問看護等、訪問入浴サービス以外の方法での入浴が可能な場合は、その利用を優先して頂きますので、申請はできません。

V. サービス利用単価について

【移動支援事業】

(1) 個別支援型単価 (円)

時間	身体介護あり	身体介護なし
～0.5 時間以内	2,300	800
0.5 時間を超えて 1.0 時間以内	4,000	1,500
1.0 時間を超えて 1.5 時間以内	5,800	2,300
1.5 時間を超えて 2.0 時間以内	6,600	3,000
2.0 時間を超えて 2.5 時間以内	7,300	3,700
2.5 時間を超えて 3.0 時間以内	8,000	4,400
3.0 時間を超えて 3.5 時間以内	8,700	5,100
3.5 時間を超えて～	(+700 円/0.5 時間)	(+700 円/0.5 時間)

(2) 施設等利用型 (円)

片道 0.5 時間・・・・・・540 円

【日中一時支援事業】

(1) 標準型算定単価 (円)

時間 (日)	単価
4 時間未満 (0.25 日)	1,600
4 時間以上 8 時間未満 (0.5 日)	3,200
8 時間以上 (0.75 日)	4,800

※入浴加算 (入浴サービス提供時のみ)・・・・・・420 円/回

(2) 重心型算定単価 (円)

時間 (日)	単価
4 時間未満 (0.25 日)	6,000
4 時間以上 8 時間未満 (0.5 日)	12,000
8 時間以上 (0.75 日)	18,000

(3) 遷延性型算定単価 (円)

時間 (日)	単価
4 時間未満 (0.25 日)	3,500
4 時間以上 8 時間未満 (0.5 日)	7,000
8 時間以上 (0.75 日)	10,500

【訪問入浴サービス事業】

1 回の利用につき 12,500 円

VI. 地域生活支援事業に係る利用者負担について

地域生活支援事業に係る負担割合は、利用料の5%（平成26年7月1日からは10%）です。
ただし1カ月に負担する額に上限があります。

世帯状況	月額負担上限額 (H26.6.30 まで)	月額負担上限額 (H26.7.1 から)
市町村民税課税世帯	18,600 円	37,200 円
市町村民税非課税世帯	0 円	0 円
生活保護世帯	0 円	0 円

- ◆世帯の範囲 ・18歳以上・・・障害者とその配偶者
・18歳未満・・・保護者の属する住民基本台帳上の世帯

VII. 支給量について

1. 移動支援事業

対象者		上限時間数	算出基礎	備考
障害児	就学前	14 時間/月	3 時間/週 × 4.5 週/月 = 14 時間	※緊急時やむを得ない場合等においては、一月あたり36時間の範囲内で支給することができる。
	就学後	23 時間/月	5 時間/週 × 4.5 週/月 = 23 時間	※3月・4月・7月・8月の利用に関して、障害児の保護者等から申し出があった場合において、また、緊急時やむを得ない場合等においては一月あたりの支給量を36時間の範囲内で支給することができる。
障害者（在宅）		36 時間/月	8 時間/週 × 4.5 週/月 = 36 時間	
ケアホーム入居者		20 時間/月	4.5 時間/週 × 4.5 週/月 = 20 時間	
施設入所者		6 時間/月	3 時間/1 回 × 2 回/月 = 6 時間	
介護保険制度対象者	在宅	20 時間/月	4.5 時間/週 × 4.5 週/月 = 20 時間	※緊急時やむを得ない場合等においては、一月あたり36時間の範囲内で支給することができる。
	高齢者関連施設入居者	6 時間/月	3 時間/1 回 × 2 回/月 = 6 時間	※介護保険施設及び特定施設入居者生活介護対象施設を除く。

2. 日中一時支援事業

基本の日数 4日/月

※ただし、サービス等利用計画等において、4日を超える日数が必要な場合はこの限りではありません。

◆日数の換算

4時間未満・・・0.25日

4時間以上8時間未満・・・0.5日

8時間以上・・・0.75日

3. 訪問入浴サービス事業

支給日数の上限 月9日

(2回/週×4.5週/月÷9回/月)

※ただし、医学的判断等により、週2回を超えて入浴が必要な場合は、週3回(14回/月)を上限とします。

VIII. その他市町村事業

次の事業は、奈良市独自の65歳未満の障害者を対象とした事業です。利用の際は、サービス等利用計画等を添付の上申請してください。

1. 配食サービス

- 事業内容：栄養バランスのとれた食事（昼食）を提供するとともに、訪問時に利用者の安否を確認し、健康状態等に異常が認められる場合は、保健、医療及び福祉サービスの提供機関等への連絡を行います。
利用は、1人あたり、週5日を限度とします。（月曜日～金曜日）
- 対象者条件：重度の身体障害者で、寝たきり等、身体上の障害、疾病等の理由により調理が困難な者
- 世帯条件：単身世帯、障害者のみの世帯（同居者が虚弱等の理由により食事の調理をすることができないものに限る。）若しくはこれに準ずる世帯
- 併給関係：居宅介護により調理の支援が受けられる場合や、日中活動系サービス事業所で、食事提供が受けられる場合は、そちらの利用を優先してください。
- 年齢条件：原則として、65歳未満の方を対象としますので、65歳到達の際には、世帯条件などを確認の上、誕生月の翌月から高齢者福祉の担当課へ移行します。

2. 訪問理美容サービス

- 事業内容：理容師又は美容師が居宅を訪問して、頭髪の刈り込み及び顔そりを実施します。
利用は、1人あたり、年6回を限度とします。
- 対象者条件：重度の身体障害者で、寝たきり等の状態にある者。
家族等の介護で、店舗でサービスを受けられる場合は対象となりません。
- 併給関係：移動支援事業等を利用して外出、理美容サービスを受けることができる場合は、そちらの利用を優先してください。
- 年齢条件：原則として、65歳未満の方を対象としますので、65歳到達の際には、翌年度から高齢者福祉の担当課へ移行します。

(参考)

移動支援事業をご利用のみなさまへ

1. 移動支援事業とは

社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。
※原則として、1日の範囲で用務を終えるものとします。

2. 対象者

奈良市に住所を有する在宅の障がい者・児、または奈良市の支給決定を受け、特定施設に入所もしくは共同生活介護（ケアホーム）に入所する障がい者のうち次のいずれかに該当する者。

ア：屋外での移動に著しい制限のある視覚障がい者・児

イ：両上肢機能障害2級以上かつ両下肢機能障害2級以上の肢体不自由者・児

ウ：知的障がい者・児

エ：精神障がい者・児

3. 移動支援の種類

ア：「個別支援型」

1名の障がい者・児に対して、ヘルパーが1対1の支援を行うもの。

サービスを利用する時間内において、ご本人の身体状態に応じて「身体介護あり」「身体介護なし」の区分があります。申請時の聞き取り調査をもとに決定します。

イ：「施設等利用型」

日中一時支援事業及び短期入所又は介護保険法における通所介護事業所を利用するため、施設又は事業所の運行する車両で通所するための支援を行うもの。

4. 利用者負担について

利用者負担は利用料の5%（H26.7.1からは10%）です。ただし、次のように一ヶ月に負担する額に上限があります。

世帯状況	月額負担上限額 (H26.6.30まで)	月額負担上限額 (H26.7.1以降)
ア：生活保護世帯	0円	0円
イ：市町村民税非課税世帯	0円	0円
ウ：市町村民税課税世帯	18,600円	37,200円

5. 使い方

(原則)



自宅を起点とし、外出先への移動、外出先からの帰宅までが移動支援の対象です。

※ただし、家族が目的地まで送迎出来る場合は、目的地だけでヘルパーの支援を受けることができます。（事業所は目的地ではありませんので、ご注意ください）

6. 利用できる外出と利用できない外出

○利用できる外出

- ・市役所での手続き・相談、選挙の投票
- ・美術館・映画館・コンサート会場
- ・公園・図書館
- ・体育館・プール
- ・スーパー、デパート
- ・理容院、美容院
- ・銀行、郵便局
- ・お墓参り、法事、お葬式

×利用できない外出

- ・通勤・営業活動、その他収入を得ることを目的とした外出
- ・通学、通所、通園、学童保育、習い事への送迎
- ・布教活動、選挙活動など
- ・ギャンブル等を目的とした外出

7. 利用するときに注意して欲しいこと

- (1) サービスを利用するときは、事業所に決定通知書を提示し、契約を行ってください。
- (2) ヘルパーの付き添いに必要な交通費や施設入場料等（食費は除く）については、利用者の負担になります。
- (3) プールやスポーツ施設など、施設の指導員が指導する場合には、その時間帯は移動支援事業の時間には含まれません。
- (4) 入院中は利用できません。（短期入所中も含む）
- (5) 通園・通学・通所・習い事等については、原則移動支援事業の対象になりません。保護者の出産・疾病・けが等でやむを得ない事情がある時には利用できる場合がありますので、障がい福祉課まで相談してください。

8. 利用料について

ア：「個別支援型」

時間 種別	0.5 時間 まで	0.5 超えて 1.0 以内	1.0 超えて 1.5 以内	1.5 超えて 2.0 以内	2.0 超えて 2.5 以内	2.5 超えて 3.0 以内	3.0 超えて 3.5 以内	3.5 超えて ～
身体介護 あり	2,300 円	4,000 円	5,800 円	6,600 円	7,300 円	8,000 円	8,700 円	(+700 円 /0.5 時間)
身体介護 なし	800 円	1,500 円	2,300 円	3,000 円	3,700 円	4,400 円	5,100 円	(+700 円 /0.5 時間)

イ：「施設等利用型」 片道 0.5 時間・・・540 円

お問い合わせ先 奈良市保健福祉部障がい福祉課
TEL：0742-34-4593 FAX：0742-34-5080

(参考)

日中一時支援事業をご利用のみなさまへ

1. 日中一時支援事業とは

日中における活動の場の確保と、家族の就労支援及び障がい者を日常的に介護している家族の一時的な休息のための支援です。

2. 対象者

奈良市に住所を有する在宅の障がい者、児で次のいずれかに該当する者。

ア：身体障害者手帳の交付を受けている者

イ：療育手帳の交付を受けている者

ウ：精神障害者手帳の交付を受けている者又は自立支援医療受給者証の交付を受けている等により、精神障害者であると認められる者。

3. 日中一時支援事業の種類

ア：「標準型」

重心型および遷延性型以外で障害者支援施設等において実施する支援

イ：「重心型」

重症心身障害者に対して、療養介護及び重症心身障害児施設において実施する支援

ウ：「遷延性型」

医療が必要と認められた遷延性意識障害者等に対して、医療機関において実施する支援

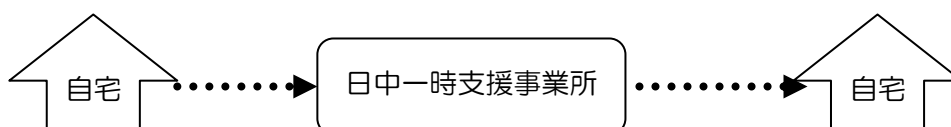
4. 利用者負担について

利用者負担は利用料の5%（H26. 7. 1からは10%）です。ただし、次のように一ヶ月に負担する額に上限があります。

世帯状況	月額負担上限額 (H26. 6. 30まで)	月額負担上限額 (H26. 7. 1以降)
ア：生活保護世帯	0円	0円
イ：市町村民税非課税世帯	0円	0円
ウ：市町村民税課税世帯	18,600円	37,200円

5. 使い方

(原則)



6. 利用するときの注意して欲しいこと

(1) サービスを利用するときは、事業所に決定通知書を提示し、契約を行ってください。

(2) 日中一時支援事業を利用されるための送迎は、移動支援事業の「個別支援型」又は「施設等利用型」の支給決定が必要です。あくまでも送迎は自宅から事業所間になりますので、就労支援事業所などから、別の敷地の日中一時支援事業所に移動されるときは、交通費は全額自己負担になります。

※生活介護や障害児通所支援事業と同じ日に、日中一時支援事業所を利用することは出来ませんので、ご注意ください。

(3) 日中一時支援事業の利用は一日につき1回です。

7. 利用料について

ア：「標準型」

時間	4 時間未満 (0.25 日)	4 時間以上 8 時間未満 (0.5 日)	8 時間以上 (0.75 日)
料金	1,600 円	3,200 円	4,800 円

※入浴加算（入浴サービス利用時のみ）・・・420 円/回

イ：「重心型」

時間	4 時間未満 (0.25 日)	4 時間以上 8 時間未満 (0.5 日)	8 時間以上 (0.75 日)
料金	6,000 円	12,000 円	18,000 円

ウ：「遷延性型」

時間	4 時間未満 (0.25 日)	4 時間以上 8 時間未満 (0.5 日)	8 時間以上 (0.75 日)
料金	3,500 円	7,000 円	10,500 円

お問い合わせ先 奈良市保健福祉部障がい福祉課
TEL：0742-34-4593 FAX：0742-34-5080

(参考)

訪問入浴サービス事業をご利用のみなさまへ

1. 訪問入浴サービス事業とは

入浴の機会に乏しい在宅の重度身体障害者及び障害児に対し、移動式の入浴セットを居宅に運搬し、入浴介助者を派遣して実施する支援です。

2. 対象者

奈良市に住所を有する在宅の重度障がい者及び障がい児であって、身体上の障害及び疾病等の理由により自宅での入浴が難しい者で次に該当する者。

ア：身体障害者手帳の肢体不自由の程度が1級または2級に該当する者

イ：これに準ずる者

3. 利用者負担について

利用者負担は利用料の5%（H26. 7. 1からは10%）です。ただし、次のように一ヶ月に負担する額に上限があります。

世帯状況	月額負担上限額	
	(H26. 6. 30まで)	(H26. 7. 1以降)
ア：生活保護世帯	0円	0円
イ：市町村民税非課税世帯	0円	0円
ウ：市町村民税課税世帯	18,600円	37,200円

4. 注意点

事業所を変更する場合は、新たに申請が必要になりますので、事前にご連絡下さい。

7. 利用料について

1回の利用につき12,500円

お問い合わせ先

奈良市保健福祉部障がい福祉課

TEL：0742-34-4593

FAX：0742-34-5080

(参考) 計画書記載例

ケア計画書(18歳未満の障害児の場合)

対象者氏名	作成年月日	年	月	日
-------	-------	---	---	---

時間	月	火	水	木	金	土	日	備考
4:00								○原則は自宅→目的地→自宅 △学校帰りのバス停から、プール等を経由して自宅に戻る場合は、例外として認めます。 ×学校から移動支援を開始すること、移動支援の終了してそのままデイを利用すること等は、特別な事情がある場合を除いて、認められません。
6:00	×	×	△	×	×	○	×	
8:00	×	×	△	×	×	○	×	
10:00	学校	学校	学校	学校	学校	移動支援	移動支援	
12:00					移動支援			
14:00							放課後等デイ	
16:00	放課後デイ	放課後デイ	移動支援	放課後デイ	放課後等デイ			
18:00	移動支援	移動支援		移動支援				
20:00								
22:00								
0:00								
2:00								
4:00								

移動支援事業の参考例

月間ケア計画書	月	火	水	木	金	土	日	備考
1								
2								
3								
4								
5								

サービス利用の意向

作成者氏名	奈良市受領日	年	月	日	担当者
-------	--------	---	---	---	-----

ケア計画書(18歳未満の場合)

対象者氏名	作成年月日	年	月	日
-------	-------	---	---	---

時間	月	火	水	木	金	土	日	備考
4:00								○自宅→日中一時支援事業所→自宅 ×児童通所支援から直接日中一時支援事業を利用することは特別な事情がある場合を除いて利用は認められません。
6:00	×		○	×		×	○	
8:00	×		○	×		×	○	
10:00	学校	学校	学校	学校	学校	日中一時支援	日中一時支援	
12:00								
14:00			家					
16:00	放課後デイ	放課後等デイ	日中一時支援	日中一時支援	放課後等デイ	移動支援		
18:00	日中一時支援							
20:00								
22:00								
0:00								
2:00								
4:00								

日中一時支援事業の参考例

月間ケア計画書	月	火	水	木	金	土	日	備考
1								
2								
3								
4								
5								

サービス利用の意向

作成者氏名	奈良市受領日	年	月	日	担当者
-------	--------	---	---	---	-----

ケア計画書(18歳以上の障害者の場合)

対象者氏名		作成年月日	年 月 日
-------	--	-------	-------

時間	月	火	水	木	金	土	日	備考
4:00								○ 自宅→目的地→自宅は可 △ 生活介護事業所→移動支援 公衆浴場の利用に限り可とします。ただし、移動支援事業費として算定できるのは、公衆浴場から自宅に戻るまでの間のみ。 × 特別な事情がある場合を除いては、事業所を起点に移動支援事業を開始することは認められません。
6:00								
8:00	生活介護	△ 生活介護	○ 生活介護			○ 移動支援		
10:00								
12:00	生活介護	生活介護	生活介護	生活介護	生活介護	移動支援		
14:00								
16:00	移動支援	自費で移動	家					
18:00		移動支援 (公衆浴場等)	移動支援					
20:00								
22:00								
0:00								
2:00								
4:00								

月間ケア計画書

日	月	火	水	木	金	土	日	備考
1								
2								
3								
4								
5								

サービス利用の意向	
-----------	--

作成者氏名		奈良市受領日	年 月 日	担当者	
-------	--	--------	-------	-----	--

ケア計画書(18歳以上の障害者の場合)

対象者氏名		作成年月日	年 月 日
-------	--	-------	-------

時間	月	火	水	木	金	土	日	備考
4:00								○ 自宅→日中一時支援事業所→自宅 × 特別な事情がある場合を除いては、生活介護施設から直接日中一時支援事業を利用することは認められません。
6:00								
8:00				○ 日中一時支援		○ 日中一時支援		
10:00								
12:00	生活介護	生活介護	生活介護	日中一時支援	生活介護	日中一時支援		
14:00								
16:00	日中一時支援	日中一時支援						
18:00								
20:00								
22:00								
0:00								
2:00								
4:00								

月間ケア計画書

日	月	火	水	木	金	土	日	備考
1								
2								
3								
4								
5								

サービス利用の意向	
-----------	--

作成者氏名		奈良市受領日	年 月 日	担当者	
-------	--	--------	-------	-----	--

奈良市地域生活支援事業等支援者のための手引き

発 行 平成26年4月

編集発行 奈良市保健福祉部障がい福祉課

〒630-8580

奈良市二条大路南一丁目1番1号

TEL 0742-34-4593

FAX 0742-34-5080